

平成29年2月〇日

〇〇 〇〇 様

門真市総務部課税課

固定資産税及び都市計画税（土地）の評価計算誤りによる還付金について（お詫び）

平素は、本市税務行政にご理解、ご協力を頂き誠にありがとうございます。

今般、〇〇 〇〇様所有の土地（門真市△△△－□）の評価に誤りがあり、平成〇年度から平成〇年度までの固定資産税及び都市計画税を過大に課税していたことが判明いたしました。

直ちに減額処理をいたしましたので、過徴収となっております税額につきまして、還付させていただきます。

なお、還付対象となる年度については、地方税法の時効規定では5年前までとなりますが、本市の評価誤りに起因する課税誤りでございますので、錯誤当初からの税額を還付させていただきます。

還付金にかかる書類等につきましては、後日送付いたしますので、お手数ではございますが、お手続きをよろしくお願いします。

誤りの原因は、路線価の管理番号の電算入力ミスによって、誤って計算をしていたためです。

今後は、このようなことのないよう事務執行にあたって適用路線の点検を重視するとともに、再発防止に努めてまいりますので、何卒ご容赦願えますようよろしくお願い申し上げます。

固定資産税及び都市計画税の錯誤額については、次のとおりとなります。

・ 錯誤額 〇〇〇円

錯誤額のうち、過徴収となっている税額について還付いたします。

このたびは、私どもの不手際により、多大なご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

この件につきましてのお問い合わせは、下記のとおりです。

<問合先> 門真市総務部課税課固定資産担当 担当) 船木、梅澤、美馬 電話) 06-6902-1231 (代表) 内線) 2262
---